

レジリエンス認証 申請書類
記入の手引き
(更新)

目 次

1. 国土強靱化貢献団体認証（レジリエンス認証）制度について	3
2. レジリエンス認証の申請について	7
3. 申請書の記入について	8
①（別添様式1）申請書	8
②（別添様式4）申請団体提出書類	11
③（別添様式5）添付書類整理表	18
4. 面接審査について	20

1. 国土強靱化貢献団体認証（レジリエンス認証）制度について

世界的な新型コロナウイルス感染症が拡大する事態が起こり、一方、日本では、地震、台風や水害などの自然災害が多く発生する状況が続いています。さらに情報システムの不具合による影響、サイバー攻撃等が多く発生しています。このような中で、被害発生時に迅速に回復できる組織の仕組みを構築することが重要です。

そのためには、事業継続に関する取組みを早急に進める必要があります。

この認証制度は、事業継続のため組織がどのような対応をするのか検証し、想定外の事態や社会インフラ機能が停止しても事業を速やかに回復できる取り組みを評価し、認証する制度です。

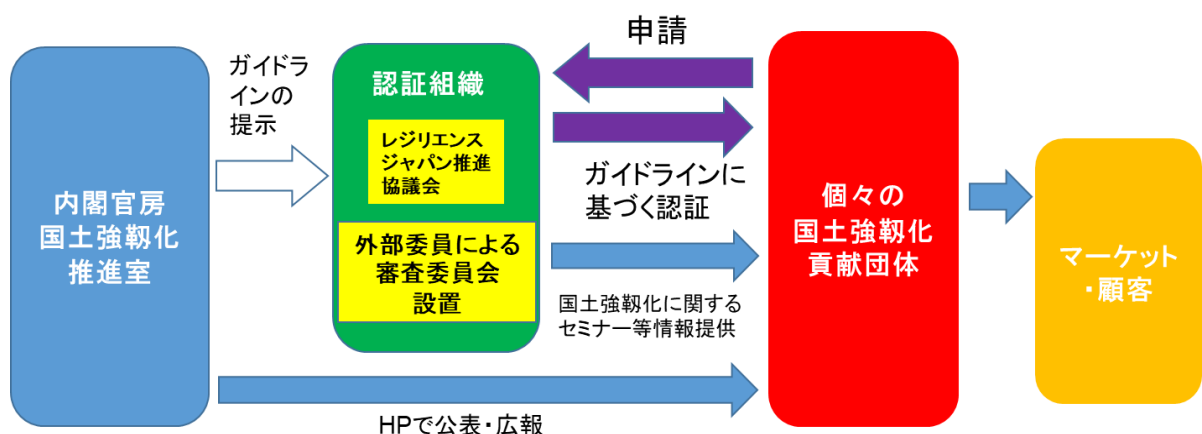
（１） レジリエンス認証の概要

政府（内閣官房国土強靱化推進室）は、大規模な災害発生等への備えとして事業継続（自助）に関する取組みを積極的に行う団体を認証する「国土強靱化貢献団体認証（レジリエンス認証）制度」を平成28年に創設しました（平成30年には社会貢献（共助）も追加）。認証は、一般社団法人レジリエンスジャパン推進協議会が「国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドライン」に基づいて行います。認証制度を普及することで事業継続の積極的な取組みを広げ、社会全体の強靱化を進めることを目的としています。

認証取得団体は内閣官房国土強靱化推進室のホームページで公表され、レジリエンス認証マークが付与されます。事業継続に積極的な取組を行っていることを顧客や市場にアピールでき、価値向上につながります（図1）。さらに、金融機関等の融資の優遇が受けられます。

メリットについては（５）レジリエンス認証取得によるメリットを参照ください。

図1・レジリエンス認証制度の仕組み



（２） 具体的な認証取得方法

レジリエンス認証の取得は、申請書を（一社）レジリエンスジャパン推進協議会・レジリエンス認証のホームページよりダウンロードし、必要事項を記入して申請します。

◇一般社団法人レジリエンスジャパン推進協議会 レジリエンス認証ホームページ
<http://www.resilience-jp.biz/certification/>

申請後、一次審査（書類）、二次審査（面接）を経て、審査委員会で適合・不適合を決めます。面接審査はオンライン（Web）と対面（現在はオンラインが中心）による面接があり、全国どこからでも受けられます（6 ページ「図 3. 審査の流れ」を参照）。

（３）レジリエンス認証制度の構成

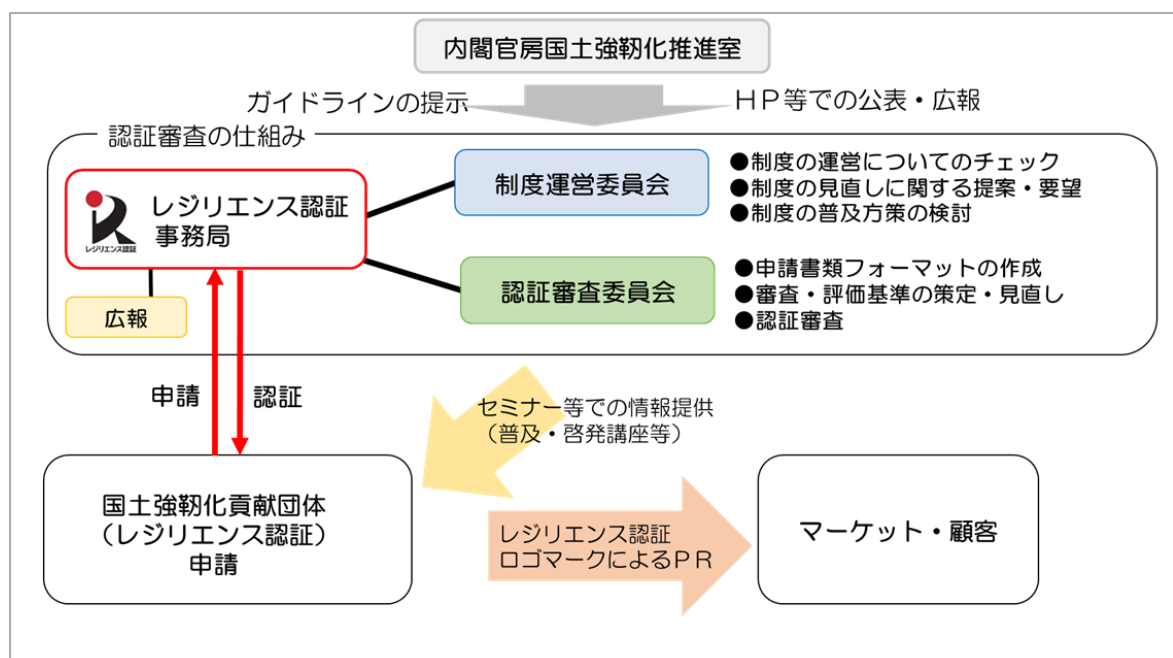
協議会内にはレジリエンス認証事務局のほか、認証組織の制度運営委員会と認証審査委員会で構成されています。各委員会の委員は外部の専門家が行い、年数回の委員会で検証することにより、認証の透明性を高めております。

制度運営委員会は、認証に関する制度の見直し、チェックおよび制度の普及に関する方策の検討等を行います。

認証審査委員会は、審査・評価基準の策定見直し、および認証審査を年３回実施し、都度委員会を開催して、認証の適否を決定します。

事務局は申請書の受付、書類審査、面接審査ならびに各委員会を運営し、認証の適合団体に認証登録証・ロゴマークを発行します。

図 2. レジリエンス認証制度のフレームワーク



（４）レジリエンス認証の更新手続き方法

認証制度は２年ごとの更新です。事業継続に関する取組みはマネジメントを廻すことが重

要ですが、更新ではその仕組みの整合性も求められます。更新の手続きは2年間の取組みについて経営者のコメントを基に進められ、審査内容も新規と比べ簡便になっています。

(5) レジリエンス認証取得によるメリット

- (1) 自らの事業継続に関する取組みを専門家の目で評価してもらうことにより、事業継続の更なる改善へのヒントを得ることが期待できます。
 - (2) 事業継続計画を策定することで、不測の事態への迅速な対応を可能にします。
 - (3) レジリエンス認証ロゴマークを社員の名刺や広告等に付すことで、自社の事業継続に向けた積極的な姿勢を顧客や市場、世間一般に強力にアピールすることが出来ます。さらに企業価値の向上や、企業競争力の強化にもつながります。
 - (4) 協議会や内閣官房国土強靱化推進室のホームページに認証取得団体として公表され、信用力が高められます。
 - (5) 協議会より、国土強靱化に関するセミナー・シンポジウムに関する情報が優先的に配信されます。
 - (6) 一部の金融機関で有利に扱われます（詳細はパンフレットを参照）。
- 既に200団体以上が認証を取得し、事業継続や社会貢献に取り組んでいます。

(6) 事業継続と社会貢献

これまでの事業継続（自助）に関する取組みの認証に加え、平成30年7月に社会貢献（共助）を行う認証も追加されました。これは、主に事前の防災・減災、復旧復興に向けた社会・地域でのコミュニティ活動等（災害時応援協定の締結、防災に役立つ施設の提供、地域社会と一体となった防災訓練への協力等）を行う団体を認証するものです。提示した取組みのうち、1つ以上行っていれば取得可能です。ロゴマークも色別しました。



事業継続ロゴ（例）



事業継続+社会貢献ロゴ（例）

(7) 日本政策金融公庫のBCP融資（社会環境対応施設整備資金）

防災目的の施設等の整備を実施している方（主に中小事業者）に日本政策金融公庫が行っている融資制度です。中小企業庁が定めている「中小企業BCP策定運用指針」に従って、防災のための計画を立てるものです。融資の詳細は以下を参照ください。

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/19_syakaikankyotaiau_m_t.html

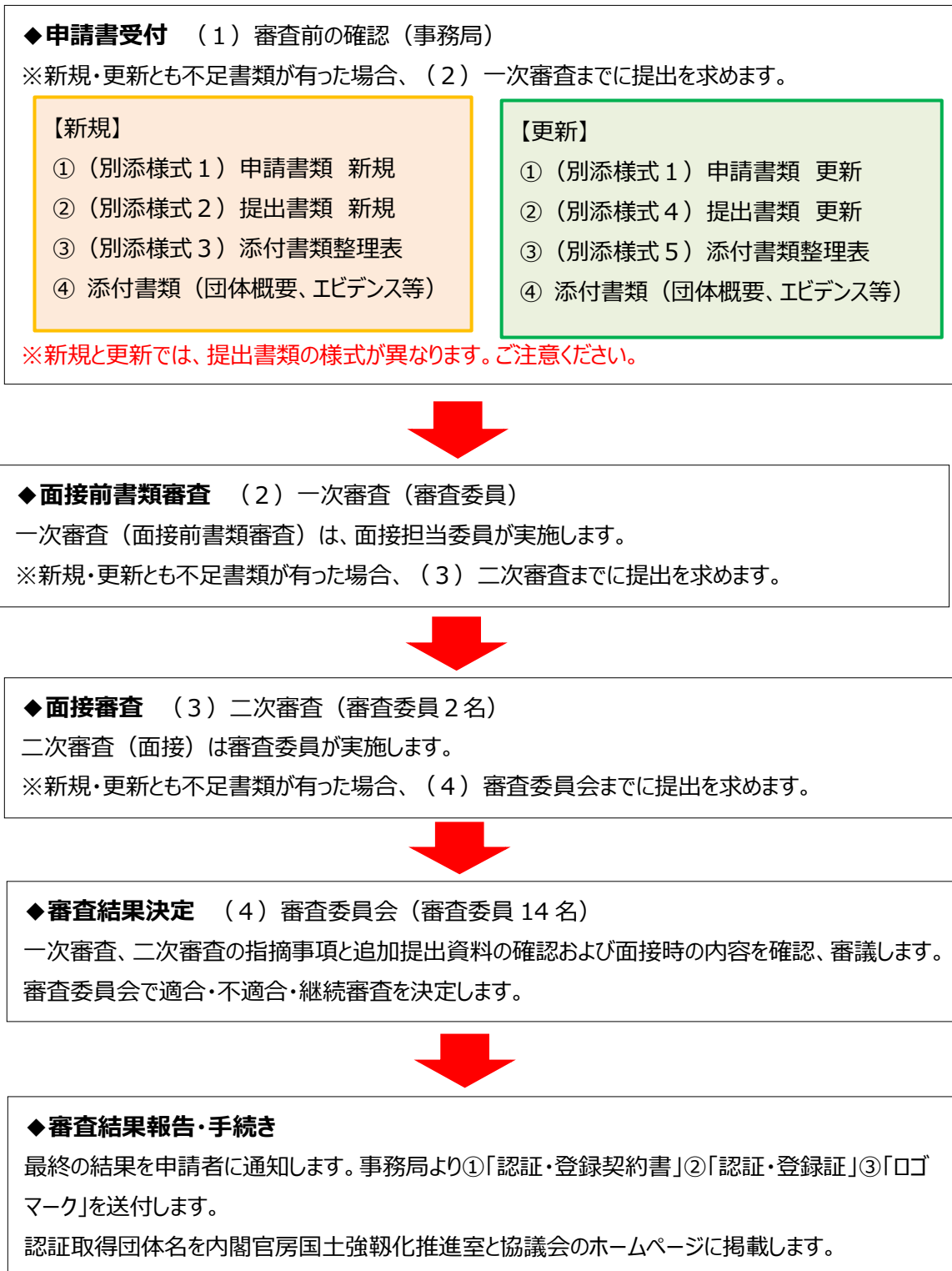
レジリエンス認証では希望・認証を受ければ、日本政策金融公庫のBCP融資（社会環境対応施設整備資金）の要件を満たしたと確認できる「確認書」をもらうことができます。希望申請団体は、別添様式1（申請書）の3.該当部分「希望します」の欄にチェックした上で、「日本政策金融公庫のBCP融資の要件を満たすことの確認について」（別添資料）を必ずご確認いただき、記載されている書類を提出して下さい。

別添様式3（添付書類整理表）を参照し、赤字部分の項目すべて満たしていることが基本前提です。これらは関連する推奨事項の審査の中で確認されることとなります。

※レジリエンス認証でBCP融資の確認書をもらっても、日本政策金融公庫の融資を受けたことにはなりません。別に同公庫の審査を受けてください。

2. レジリエンス認証の申請について

図3. レジリエンス認証 審査の流れ



3. 申請書の記入について

○レジリエンス認証制度は前述のように、内閣官房国土強靱化推進室による「国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドライン」（平成28年2月制定、平成30年7月改定）に基づき実施します。

◇国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドライン

http://www.cas.go.jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/ninsyo_gl.pdf

○レジリエンス認証を申請するにあたり、主に必要となる提出書類は

- ①別添様式1 申請書
- ②更新は別添様式4 申請団体提出書類
- ③更新は別添様式5 添付書類整理表
- ④団体概要および添付書類

です。基本的に、上記全てを揃えてご提出ください。提出はデータと現本郵送の2種類お送り下さるようお願いいたします。提出審査書類は、原則としてA4サイズです。

A3サイズは適宜折って、A4サイズのファイルとして送付してください。

★データ提出先（メールアドレス）

resi@resilience-jp.com

★郵送先

〒102-0083 東京都千代田区麹町3-7-10 浅野ビル本館4階
一般社団法人レジリエンスジャパン推進協議会
レジリエンス認証事務局 宛

①（別添様式1）申請書

申請する団体の概要紹介となる書類です。データ、Word形式ですが、印鑑捺印が必要のため、pdf形式での提出をお願いいたします。郵送は代表者印を入れてお送りください。記入漏れ・書き漏れのないようお願いいたします（次ページの記入例を参照ください）。書き漏れが発生した場合、再提出いただきます。

（1）□マークのチェックボックスには、該当する事項に☑を入れてください。クリックすれば入ります。

（2）ここに記入した（申請者・所属・役職名・住所等）が、認証取得後に発行される認証・登録証と契約書に反映されます。

（3）申請者は、認証申請するトップの方（代表者）を記入ください。

記入例

(別添様式1)

国土強靱化貢献団体認証
(レジリエンス認証) 申請書

チェックボックスに
☑を入れてください。

(☒新規 ・ ☐更新)

(☐事業継続 ・ ☒事業継続および社会貢献)

2020 年 10 月 10 日

一般社団法人レジリエンスジャパン推進協議会

会長 (代表理事) 広瀬 道明 様

郵便番号も入れて住所を記入ください。

印鑑を捺印し、PDF にしてお送りください。

団 体 名 : レジリエンスジャパン株式会社 ※正式名称を記入下さい
申請者氏名 : 例時 太郎 印
※認証・登録契約書に記載する代表者名をご記入ください。
所 属 部 署 : 認証本部
役 職 名 : 代表取締役
住 所 : 〒 102-0083 東京都千代田区麹町 3-7-10 浅野ビル本館 4 階
電 話 : 03-6712-5197
従 業 員 数 : (200) 名 計算方法の選択 : ☒① ☐② ☐③
※次ページ「参照資料 (1) 「申請団体従業員数の算定について」」を参照
業 種 :
※総務省 日本標準産業分類の大分類を参照
(次ページにある「参照資料 (2) 日本標準産業分類」より選択)

<確認事項>

1. レジリエンス認証に関する認証・登録実施要領に基づき、当団体のレジリエンス認証について、国土強靱化に関する「法令に関して違反する重大な事実がないこと」を確認して、申請します。
2. 認証された場合、内閣官房国土強靱化推進室及び一般社団法人レジリエンスジャパン推進協議会のHPに公開を☒希望します☐希望しません (どちらかに☒して下さい。)
3. 日本政策金融公庫の融資BCP (社会環境対応施設整備資金) を☐希望します☒希望しません (どちらかに☒して下さい。)
※希望された団体は「BCP融資 (社会環境対応施設整備資金) について」を参照
4. 社会貢献 (共助) の認証を☒希望します☐希望しません (どちらかに☒して下さい。)
希望の場合は、選択項目10～14の項目の記入をお願いします。

BCP 融資希望は必ずチェック
してください→6 ページ説明

【申請担当者】

申請担当者は、事務局と資料のやり取りや連絡のご担当者様を記入ください（必ず電話番号、メールアドレスを明記ください）。

所属部署・役職： 認証本部 課長
氏 名： 強靱 化太郎
電 話 番 号： 03-6712-5197
メールアドレス： resi@resilience-jp.com

（参照資料）

（１）申請団体従業員数の算定について

申請団体従業員数は、過去１年以内の数字としてください。

申請団体従業員には、正規職員だけでなく、契約社員・嘱託社員・派遣社員・パートタイマー・アルバイトなどの非正規職員及び常勤の役員も含めてください。これらの方々についての従業員数への換算方法は、下記①～③のいずれかとしてください。

- ① 非正規職員を一律、正規職員二分の一として換算する。
- ② 全非正規職員の前年度一月平均の総労働時間を 170 で除して、その数字を従業員数として換算する。
- ③ 上記以外の方法で計算し、その計算根拠を添付する。

（２）申請書の業種については下記の分類から選択してご記入ください。

日本標準産業分類（平成２６年４月１日施行）

分類項目名	分類項目名	分類項目名
A 農業、林業	H 運輸業、郵便業	O 教育、学習支援業
B 漁業	I 卸売業、小売業	P 医療、福祉
C 鉱業、採石業、砂利採取業	J 金融業、保険業	Q 複合サービス事業
D 建設業	K 不動産業、物品賃貸業	R サービス業（他に分類されないもの）
E 製造業	L 学術研究、専門・技術サービス業	S 公務（他に分類されるものを除く）
F 電気・ガス・熱供給・水道業	M 宿泊業、飲食サービス業	T 分類不能の産業
G 情報通信業	N 生活関連サービス業	

下記URL（総務省サイト）参照してください。

http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html

② (別添様式4) 申請団体提出書類

主に、審査でチェックするための書類です。この書類で取組みを説明できるよう、分かりやすい記述をお願いいたします。

データでは①別添様式1と同様、Word形式で提出してください。郵送分は印刷したものをお送りください。書き漏れのないようお願いいたします（詳細は13ページ、内容は評価項目ごとの説明を参照ください）。

(1) [] 内の部分のみ書き込み・添付できる形式になっております。□マークのチェックボックスがある箇所は、該当する事項に☑を入れてください。クリックすれば入ります。

(2) 「必須事項」は、すべて記入してください。更新は必須事項だけ記入すればよいので、新規より記入項目が少ないです。

(3) 「必須事項」での根拠（エビデンス）を示す資料については、都度書面（文書のコピー含む）、写真、図表などを付けてください。

◇添付する資料の例

- 1) 貴団体のBCM文書の本体や根拠資料、詳細マニュアル等の一部
- 2) 貴団体の対外的なBCMの説明資料の一部
- 3) 活動の記録写真
- 4) 説明文章（1項目につき10行程度）

上記 1)～3) については、該当項目の箇所に

- ・ 転記または貼り付け(コピーペーストなど)
- ・ 資料の出典を明記
- ・ 添付に簡潔な説明文を必ず記載

を行ってください。添付せずに別冊資料を逐一参照することは審査の正確性や迅速さの妨げになるため、避けていただくようお願いいたします。

次ページに作成例を示します。

作成例

別添様式2 設問3-1①

3. 評価項目(3) 事業継続戦略・対策の検討と決定がされていること

説明：上記2を踏まえ、目標復旧時間内に重要業務を継続・復旧させる戦略・対策を検討し、決定していることを審査します。

重要業務と目標復旧時間は危機事象発生時に達成すべき目標であり、事業継続戦略とは、その目標達成のための方法です。

この方法は、発生する状況ごと（被害が軽微～甚大～壊滅）に異なることが予想されることから、自らの組織において様々な状況ごとにどのような方法があり得るかを事前に検討し、自らの組織に合った戦略を選択し、それらの有効性を高めるための事前対策の実施を組織として決定しておく必要があります。なお、この戦略には、現拠点での復旧の戦略だけでなく、代替方法・場所による対応、その他の方法など、状況に合わせた複数の戦略が存在することが望まれます。

←

3-1 事業継続戦略・対策に関する検討をし、決定している。

<必須事項>

① 事業継続戦略・対策を有していることが分かる書面等を示してください。

※簡潔な説明文とBCP文書等の該当部分のPDFを添付して添付書類整理表に記入して下さい。

添付資料：「事業継続計画書」P10に記載しています。

簡潔な説明文：不測の事態発生時における目標達成のための事業継続戦略は、軽微な被害の場合と、甚大な被害の場合とでそれぞれ以下のような戦略としています。

資料の該当部分のPDF画像等を貼付します。

(5) 貼り付けるエビデンスの数が多過ぎる場合（メドとして、1項目につきA4の2ページ以上）は、最も重要な資料のみ貼り付け、その他は別添の資料としてください。

(6) 審査員及び事務局員は、申請書の秘密を守ることを認証機関に誓約していますが、貴団体の経営上の秘密など情報流出の被害が懸念される事項は、当該部分のページを切り取り、またはマスキングして付箋をつけ、印をつける方法等でも結構です。

秘密事項を提出しない場合は「情報管理上、提出を控え、面接で説明」と明記のうえ、面接で説明する資料の名称、資料の概要（2～3行で記述）及びその資料の作成日付を明記してください。説明文章で概要を説明することが可能な場合には、できるだけ明記するようお願いいたします。

(7) 審査項目に使用されている事業継続計画（BCP）・事業継続マネジメント（B

CM) 等、認証で使われる用語や概念は、

◇内閣府（防災担当）「事業継続ガイドライン第3版」（平成25年8月改定）

<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyoku/keizoku/pdf/guideline03.pdf>

に準拠していますので、参考にしてください。付録として、用語の解説も掲載されています。同ガイドラインは、ISO認証の事業継続マネジメントシステム（BCMS）の要求事項等とも整合が取れています。

記入注意事項

別添様式4には用紙に項目ごとに説明があるため、よく読んで記入してください。注意事項のみ明示します。**必須事項は必ず記入してください。**未記入の場合、再提出を求めます。

1. 経営者のコメント

レジリエンス認証を取得してから、2年間の事業継続活動についての経営者のコメントをお示してください。

< **必須事項** > ※必ず記入してください

2年間の事業継続の活動について、社内、社外の変化等、経営者のコメントを示してください。

2. 評価項目（2）事業継続のための分析・検討がされていること

2-3 重要業務の選定がされているか。

< **必須事項** > ※必ず記入してください

① 重要業務の選定を行っていることが分かる書面等を示してください。

注：重要業務の定義を混同しないようにしてください。重要業務とは事業全体の中で中核となる業務であり、緊急事態における事業継続に際して復旧を優先されるべき業務です。重要業務は企業秘密事項である場合が多いので、提示については必須としません。重要業務の選定を行った確認ができれば結構です。

2-5 目標復旧時間を重要業務ごとに設定しているか。

< **必須事項** > ※必ず記入してください

① 目標復旧時間が設定されていることが分かる書面等を示してください。

注：目標復旧時間（RTO）とは事業が中断した際に、いつまでに事業を復旧するかという目標時間を表す指標です。詳細な指標を示す必要はなく、RTOの設定を行っている（設定方法の考え方や方法の説明等）ことが確認できれば結構です。

3. 評価項目（3）事業継続戦略・対策の検討と決定がされていること

注：組織内で、目標復旧時間内に重要業務を継続・復旧させる方法や対策を検討・決定しているかどうかお聞きします。災害の種類や被害の程度はさまざまで、それに対応する組織の戦略もさまざまです。復旧手法だけでなく、代替方法・場所・体系等、具体的かつ複数の戦略があることが望まれます。

3-1 事業継続戦略・対策に関する検討をし、決定している。

<必須事項> ※必ず記入してください

① 事業継続戦略・対策を有していることが分かる書面等を示してください。

注：事業継続戦略・対策の内容の詳細は（7）「事業継続ガイドライン第3版」15ページ以降をご参照ください。ポイントとして①被害からの復旧方法（現地復旧戦略）②被害に遭い、使用・入手できなくなった場合の代替の確保（代替戦略）が挙げられます。特に、②代替戦略は事業継続において最も有効な戦略の一つです。

5. 評価項目（5）事業継続に関して見直し・改善できる仕組みを有し、適切に実施されていること

注：事業継続計画（BCP）が定期的に見直しされているか、そのための取組みが行われているかを確認します。取得後に担当者が変わっても、変わらずにBCPの見直しができるスキームが望ましいです。

5-2 見直し・改善が実施されているか。

<必須事項> ※必ず記入してください

① 見直し・改善の実施記録（何を見直し、改善したか、その理由が明示されたもの）があることが分かる書面等を、過去2年分（最低過去1年以上）示してください。

注：詳細を示す必要はありません。見直しの実績が分かれば結構です。実施記録は、必ず1年以上前と1年以内の記録、両方を添付してください。

訓練に基づく見直しについては、後に出る評価項目7-1③「教育・訓練の結果による見直し・改善」の回答と重複するのであれば、「7-1③に参照」とし、省略して構いません。

7. 評価項目（7）教育・訓練を定期的 to 実施し、必要な改善が行われていること

注：7-1に示す通り、ここでの「教育・訓練」とは、一般的な避難訓練のようなものではありません。内部にBCPの内容や重要性を理解してもらうための進捗状況や問題点の確認、研修会の実施、抽出した課題の解決実施等を指します。混同する方が多いので、7-1に明記します。

7-1 事業継続に係る教育・訓練を計画に基づき定期的実施しているか。（ここでいう訓練はBCPの訓練のことであり、避難訓練等は該当しません。訓練の例示：重要業務を目標復旧時間内に再開する訓練、事業継続・早期復旧の意思決定の訓練、重要情報のバックアップの訓練、確保が困難となった資源（リソース）の代替確保の訓練など）

<必須事項>※必ず記入してください

- ① 教育・訓練の計画を有していることが分かる書面等を示してください。種類、日時、場所は原則として示してください。

注：ここでは計画を添付ください。

<必須事項>※必ず記入してください

- ② 教育・訓練の実施状況が分かる記録、訓練の写真などを、過去2年分（最低過去1年以上）が示してください。日時、場所、参加メンバーは原則として示してください。

注：実施状況（簡単な会議記録等）を添付ください。

<必須事項>※必ず記入してください

- ③ 訓練の結果による見直し・改善が行われていることが分かる書面等を示してください。

注：先に出た評価項目5-2①「見直し・改善の実施記録」の訓練に基づく回答と重複する場合は、ここで一本化して構いません。

8. 評価項目（8）事業継続に関する一定の経験と知識を有する者が担当していること

注：別添様式2の本体に説明されていますので、そちらを参照いただければ結構ですが、ここでは実務経験を2年以上有する民間資格（次ページ8-1①の2）に参照しています）をお持ちの方を指します。経験年数は連続していなくても構いません。

8-1 上記の要件を満たす事業継続の担当者を1名以上任命しているか。

<必須事項>※必ず記入してください

- ① 事業継続に関する経験を満たす事業継続の責任者（経営者でもよい）または担当者がいることを示す書面等を示してください。

※下記の 1) または 2) のどちらかです

- 1) 実務経験が2年以上の者が事業継続に携わっていることが分かる書面等。
- 2) 下記いずれかの民間資格者がいることを示す資格証明の写し
 - ・ 事業継続管理者、准主任管理士、主任管理士（NPO法人事業継続推進機構）
 - ・ DRIIの試験合格者（DRII：Disaster Recovery Institute international）
 - ・ CBCI(Certificate of BCI)の試験合格（BCI：Business Continuity Institute）
 - ・ ISOのBCMSの審査員補、審査員、主任審査員（IRCA認定）

- ・ その他これらと同等以上の資格（例・危機事象がシステムリスクである場合、ISMSの審査員補、審査員、主任審査員）

注：書面は、責任者・担当者の氏名、肩書だけの記入では不十分です。2年以上前のBCPに関する会議の参加記録やBCP文書作成の関係者と分かる記載等を添付してください。他には、現在の部署の人事異動発令の提示（前任者も明記）等も可とします。

9. 評価項目（9） 法令に違反する重大な事実がないこと

注：経営者の方へ、社会通念上必要とされるコンプライアンスの実施確認です。貴団体が法令に関する課題をお持ちの場合には、申請と並行してご相談ください。

9-1 国土強靱化にかかる法令等に関して、違反する重大な事実がないことが説明されているか。

<必須事項> ※必ずチェックボックス□に☑をお願いします。

※申請書（別添様式1）への押印も必須です。

- ① 国土強靱化に係る法令等に関して違反する重大な事実がないことを貴団体として確認する申告をしてください。申請書にこの申告の文面が含まれていますので、押印すると申告したこととなります。

注：ここでは必須事項がチェックのみのため、取組み状況を確認できる以下の推奨事項が重要な確認審査要素となります。できるだけ記入してください。簡潔な説明文と資料を添付し、（別添様式3）の添付書類整理表に記入してください。チェックボックスには☑をお願いします。

10.以降は「事業継続および社会貢献」を選択した団体の記入事項です。

注：社会貢献（共助・5ページ1.（6）参照）の申請団体は、下記10～14評価事項の1項目以上の記入をお願いいたします。主に社会・地域貢献に向けたコミュニティ活動（災害時応援協定の締結、防災に役立つ施設の提供、地域との防災訓練への協力等）の1つ以上取組みを行っていれば取得可能です。下記の評価事項から、当てはまる項目に記入ください。

社会貢献（共助）については次の事項を考慮します。

- ① 民間団体と自治体等の協定については、自治体が公開したものでも可とします。
- ② 民間団体同士のお互い様協定等も可とします。未公開の協定についても協定書の提示等で判断し、公開を望まない団体の意思を尊重します。
- ③ 年数縛りについては、25年前の阪神・淡路大震災の例示などで、当時の対応を基に継続性などを考慮します。東日本大震災、熊本地震その他の災害等も同様とします。
- ④ 大規模自然災害等以外についてサイバーテロ、情報漏洩等、ならびに新しいリスク対応でも内容を考慮して対応します。

10. 評価項目（10）社会貢献が定められている

10-1 大規模自然災害時において行う社会貢献があらかじめ定められ、かつ、公開されている。

<選択事項>

- ① 国土強靱化貢献に資する社会貢献活動をあらかじめ定めていることが分かる公開記録、書面等を示してください。協定書等の種類、日時、場所等を原則として示してください。

11. 評価項目（11）社会貢献の実績がある

11-1 大規模自然災害時において社会貢献の実績がある。

<選択事項>

- ① 国土強靱化貢献に資する社会貢献の実績が分かる公開記録、書面等を示してください。原則として過去2年以内で、種類、日時、場所等を示してください。

12. 評価項目（12）従業員等の社会貢献を支援する制度が定められている

12-1 大規模自然災害時において社会貢献の実績がある。

<選択事項>

- ① 国土強靱化貢献に資する従業員等が行う災害ボランティア等の自主的な社会貢献を支援する制度があらかじめ定められていることが分かる公開記録、書面等を示してください。

13. 評価項目（13）従業員等が行った社会貢献の実績がある

13-1 大規模自然災害時において当該事業者の承諾のもとに従業員等が行った災害ボランティア等の自主的な社会貢献の実績がある。

<選択事項>

- ② 国土強靱化貢献に資する社会貢献で、従業員等が行った災害ボランティア等の社会貢献の公開記録、実施記録等の書面を示してください。原則として過去2年以内で、種類、日時、場所等を示してください。

14. 評価項目（14）上記以外の社会貢献が実施されている

14-1 上記と同等レベルの社会貢献があらかじめ定められ、かつ、公開されている。又は実績がある。

<選択事項>

- ① 評価項目（10）～（13）以外の同等レベルの社会貢献があらかじめ定められ、国土

強靱化貢献に資する社会貢献の実績が分かる公開記録、実施記録等の書面を示してください。原則として過去2年以内で、種類、日時、場所等を示してください。

③（別添様式5）添付書類整理表

②別添様式2の記入事項や添付資料を評価項目ごとに表にしたものです。（別添様式4）に何を記入したのか確認でき、審査もしやすくなります。分かりやすい記述をお願いいたします。

①データはExcel形式で提出してください。郵送は印刷したものをお送りください。書き漏れのないようお願いいたします。

②エビデンス名及び掲載ページを、別添様式5（添付書類整理表）の対応項目に記載し、根拠書面等を別添資料として添付してください（電子データ、原本両方とも）。

次ページに記入注意事項を示します。

記入注意事項

チェックボックスに
☑を入れてください。

(別添様式5) 添付書類整理表(更新申請用) ☐ 事業継続 ☐ 事業継続および社会貢献

申請登録No	団体名
--------	-----

空欄で結構です

<記入上の注意点>
 ・各審査項目で回答している項目には「○」、回答していない項目には「－」を選択記入してください。
 ・各審査項目に対応する添付資料がある場合には、その添付資料名と該当ページを記入してください。事業提出する電子ファイルの「ファイル名」と必ず同じ名称を使用してください。
 ・添付資料の電子ファイル名の冒頭に、各審査項目の番号を入れてください。
 例) 1-1②事業継続方針.pdf

必須事項(事業継続10項目)	回答	対応する添付資料名	ページ
	○	「事業継続計画書」	BCP文書P8-9
1.<経営者のコメント>			
2-3① 重要業務の選定			
2-5① 目標時間の設定			
3-1① 事業継続戦略・対策を有している			
5-2① 見直し・改善の実施記録			
7-1① 教育・訓練の計画を有している			
7-1② 教育・訓練の実施状況が分かる記録			
7-1③ 訓練の結果による見直し・改善が行われている			
8-1① 事業継続に関する経験を満たす責任者			
9-1① 法令等に関して違反する重大な事実がない			
選択事項(社会貢献5項目)	回答	対応する添付資料名	ページ
10-① 社会貢献が定められている			
11-① 社会貢献の実績がある			
12-① 従業員等の社会貢献を支援する制度が定められている			
13-① 従業員等が行った社会貢献の実績がある			
14-① 上記以外の社会貢献が実施されている			

○、－のチェックボックス
になっています。

4. 面接審査について

一次審査が書類審査、二次審査は面接審査となります。協議会の事務局が案内しますので、ご対応ください。

面接は対面面接またはWeb（Zoom等）にて実施します。

面接にはBCPの担当役員（取締役、執行役員又は担当部長）が出席し、担当役員が事業継続について理解を示していることも審査のポイントになりますが、実務に関する教育、訓練等については担当者からの回答で結構です。

審査の参加者は特別の理由がない限り、3名様以内でお願いいたします。

更新団体の面接の流れについては下記の通りです。

【更新団体】レジリエンス認証2次審査（面接）について

1. 2次審査（面接）について

開始の挨拶（事務局）

（1）面接参加者（申請団体側）の紹介（事務局）

（2）審査員の紹介（事務局）

（3）審査の内容（面接参加者、審査委員）（全体で30分程度）

① 事業の概要とこの2年間での取り組みの概況（経営者）

- ・重要業務、目標復旧時間の変更やBCPの改定の有無等について（担当者）
- ・相次ぐ災害やコロナ禍を踏まえての課題等について（担当者）

② 前回審査時の指摘事項への対応状況について（経営者又は担当者）

③ これから先の2年間の計画や目標について（経営者又は担当者）
（抱えている課題等を含めて）

④ 審査委員のコメント（審査委員）

2. 審査後のスケジュールのお知らせ（事務局）

（1）審査委員会の開催

（2）結果のお知らせについて

（3）内閣官房国土強靱化推進室ホームページ掲載について

以上

(2016年4月7日 制定)
(2016年9月9日 改訂)
(2017年3月14日改訂)
(2020年9月30日改訂)